

平成27年1月6日判決言渡, 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(イ)第263号不当利得返還請求事件

平成26年11月25日口頭弁論終結

判 決

愛知県

原 告

同訴訟代理人司法書士 淵 真一郎

京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 福田 吉 孝

主 文

- 1 被告は, 原告に対し, 50万5145円及び内35万7721円に対する平成26年8月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は, 1項に限り, 仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は, 原告に対し, 51万1580円及び内36万1889円に対する平成26年8月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 被告を貸主, 原告を借主として, 別紙「計算書」のとおり, 継続的に金銭消費貸借取引が行われたが(以下「本件取引」という。), 原告は利息制限法の制限利率(以下「制限利率」という。)を超える利率の利息を支払ってきたため, その超過分を元本に充当すると過払が生じ, また, 被告は過払金の利得につき悪意であったことから悪意の受益者にあたるとして, 原告は, 被告に対し, 不当利得返還請求権に基づき, 過払金と利息金の支払を求めた。

2 争点

- (1) 過払金の返還範囲

- (2) 悪意の受益者の当否
- (3) 過払利息の発生時期
- (4) 遅延損害金の発生

第3 裁判所の判断

1 取引内容について

本件取引の内容（取引日、借入額及び返済額）が、別紙「計算書」のとおりであることについては、当事者間に争いが無い。

2 過払金の返還範囲について

被告は、制限利率を超える利息金を法人税等として納付しており、これらについては、現存利益は存しないから返還できない旨主張しているが、悪意の受益者は現存利益にとどまらず、受けた利益を返還する義務を負い、被告は下記3のとおり悪意の受益者にあたり、下記6のとおり過払金は発生するから被告の主張は理由がない。

3 悪意の受益者の当否について

原告は過払金が発生した時点で被告は悪意の受益者にあたる旨主張しているのに対し、被告はみなし弁済が成立すると認識し、そのように認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情が存在するから、悪意の受益者にあたらない旨主張している。

ところで、民法704条の悪意とは、過払金請求事件では、貸金業者が制限利率を超える利率であることを知りながら利息等を受領したことをいい、同超過利息等を弁済として受領した場合、みなし弁済が適用されると認識するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情が認められない限り、貸金業者は悪意の受益者と推定される。

被告は、上記特段の事情が存在する根拠として、法改正及び判例の変遷に誠実に対応していわゆる17条書面及び18条書面を交付する態勢を整えていたこと、平成18年の判例（期限の利益喪失約款の存在による任意性の否定等を判示）後の同年6月25日に約款を変更していること（期限の利益喪失は制限利率を超えない範囲内での利息の支払を遅滞したときに限るとした。）、同判例の前後を問わず、被告は期限の利益を喪失しても直ちに一括弁済を請求する扱いはしていないこと、同判例が確定的な理論として確立したのは判例解説が刊行された同2

1年12月であると考えべきこと、顧客が同判例を認識して制限利率超過利息を支払うことがありこと、返済期間及び返済回数の明記に関しては、被告は元金定額返済方式を採用しているから顧客において返済回数及び期間の計算は可能であること等の事情が存在する旨主張している。

これに対し、原告は、本件では、同18年2月14日以降の取引について過払利息が発生する旨主張しているもので、被告が任意性の要件を満たしていない以上、悪意の受益者の推定を免れることはできない旨反論している。

本件では、被告の主張を裏付ける証拠資料は提出されておらず、被告が現に上記法定書面を交付していたか否か、その記載内容が適法であったか否か、いずれも不明であるといわざるを得ないから、被告に上記特段の事情があったものと認めることはできず、被告は悪意の受益者であるとする推定は覆らないものと判断する。

4 過払利息の発生時期について

被告は、民法704条の利息を付すべき時期は訴状送達の日翌日からである旨主張しているが、利息金は、過払金が発生し、利得者が悪意の受益者である以上、法律上、当然に発生する性質を有するものであることから（原告の反論内容及び最高裁平成21年9月4日判決も同旨）、過払金の発生時から生じる。

5 遅延損害金の発生について

被告は、原告は平成8年8月1日（その直前の返済は同年7月1日）の支払期限に支払うべき支払を懈怠したことから、同日の経過をもって期限の利益を喪失し、以降の取引では遅延損害金の利率を適用すべきであり、支払日はサイクル制（借入日から32日以内で、前回入金日の翌日から31日以内に支払う等）を採り、一度でも支払を懈怠したときは期限の利益を喪失する約款があった旨を主張している。これに対して、原告は、同年8月1日が約定弁済日であるか不明であること、被告は、原告に対し、残債務全額の支払を求めた事実はないこと、遅延したとする日数の遅延損害金を徴収しても、その後は通常の約定利率の利息しか徴収していないことから、遅延損害金が弁済された時点で期限の利益を再度付与したと解すべきで、そうでないとしても、過払金の返還請求を受けるや期限の利益喪失を主張し、遅滞が生じた以降はすべて遅延損害金利率を適用するというのは信義則に反する旨反論している。

甲1は、被告が原告に開示した本件取引の履歴であると認められ、これによると、同月2日の一日については遅延損害金の約定利率(年39.831%)を適用しているものと認められ、このほかにも同年10月4日と5日の二日間、同年12月3日の一日、同9年1月7日と8日の二日間、同年4月4日から8日までの五日間、同年6月10日から19日までの十日間、同10年10月31日から同年11月5日までの六日間、同11年10月8日から13日までの六日間、同年12月7日から9日までの三日間、同12年4月18日から20日までの三日間、同年5月23日と24日までの二日間、同年6月27日と28日の二日間について、同様の扱いをしている事実が認められる。

これらについては、前回支払日の翌日から31日を超えた期間について遅延損害金を発生させているものと認められ、被告が主張している期限の利益喪失の要件と一致しており、また、遅延損害金の発生を前提として利息等の計算がなされ、取引が終了していると考えられることから、被告が主張しているようなサイクル制が採用され、期限の利益喪失約款が存在していたものと推認される。

なお、同月29日以降の取引においても、返済が前回支払日の翌日から31日を超えてなされているものがあるが、適用している約定利率は約定支払日の前後で同率であり、遅延損害金を発生させる運用をしていたのか不明であるから、約定利率から明確なものに限り、懈怠した期間については遅延損害金が発生するものとして計算することとする。

また、甲1によれば、被告自身、約定支払日を懈怠した後に返済があると、その後は遅延損害金ではなく利息の約定利率を適用して計算している事実が認められる。さらに、期限の利益喪失後に新たな貸付がなされている事実も認められる。

これらの事実を照らすと、被告は、原告が約定支払日に支払を懈怠した場合、懈怠期間に限って期限の利益を喪失させ、その後返済がなされたときは期限の利益を復活させる扱いをしていたものと推認されるから、本件取引では、別紙「再計算書」のとおり、支払懈怠期間に限って遅延損害金の制限利率を適用するのが相当である。

6 以上の検討結果によれば、本件取引は別紙「再計算書」のとおりとなり、過払金35万7721円、平成26年8月17日までの利息金14万7424円及び過払金に対する同月18日から支払済みまで年5分の割合による利息金が発生する。

7 結論

以上によれば、原告の請求は上記6の限度で理由がある。

なお、被告は仮執行宣言の免脱及び執行開始時期を被告に判決が送達された日の14日後にするよう求めているが、いずれも相当ではないから主文のとおり判決する。

半 田 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 佐 藤 有 司